

産業用電池機器の 広域処理マニュアル



エナジーウィズ株式会社
エナジーシステムサービスジャパン株式会社
株式会社GSユアサ
株式会社GSユアサ エナジー
古河電池株式会社

2014年4月15日作成
2019年2月改訂
2020年9月29日改訂
2024年11月18日改訂

1. 産業用電池機器の処理方法

処理方法	法的根拠	排出事業者※1	契約	許可等
広域認定 処理	廃掃法 広域認定制度 (第15条の4の3)	顧客 工事業者等	広域認定会社 との契約のみ	広域認定 (環境大臣認定)
産業廃棄物 処理※2	廃掃法	顧客 工事業者等	収集運搬業者 処分業者 (各々契約)	産廃収集運搬業・特管産廃収集運搬業 産廃処分業・特管産廃処分業 (各地方自治体の許可必用)

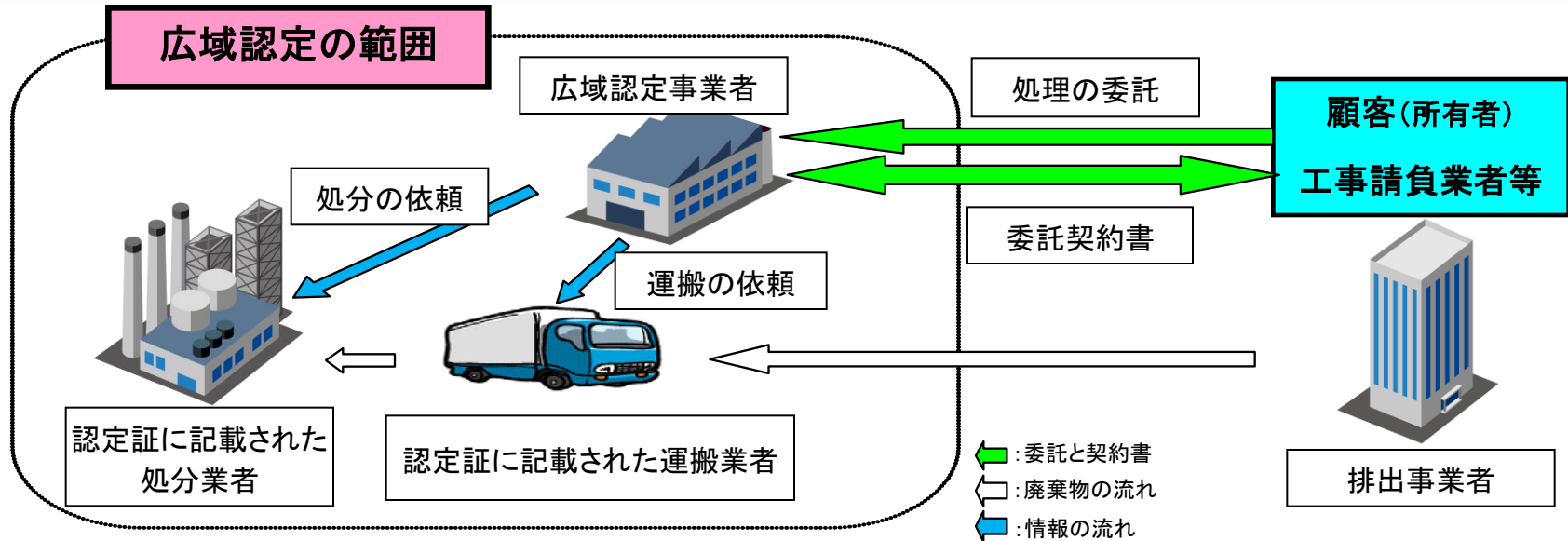
※1: 詳細については、4ページをご参照ください

※2: 広域認定処理対象とならない場合は、産業廃棄物処理にてご対応ください

2. 産業用電池機器の広域処理の経緯

<p>産業用電池機器 (据置用、電動車用、サイクルサービス用他、小型制御弁式鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、電源装置等)</p>	<p>2014年 2月 2008年1月に電池メーカー各社広域認定を取得してスタートしたが、自社製品の回収しかできなかった為に、回収量を増加できなかった。そこで2013年1月に各電池メーカーによる共同申請で委託しあうことによって大量処理が可能となるよう共同申請による広域認定の取得活動を開始、広域認定第234号を取得 ⇒これにより電池メーカー等5社が製造販売した製品が廃棄物になった場合でも各社の個別運用で大量の広域処理が可能となった</p> <p>2021年12月 昭和電工マテリアルズ(株)(現:(株)レゾナック)の電池・電源部門がエナジーウィズ(株)として事業分割され法人格が変更されたため、新たにエナジーウィズ(株)を含めた電池メーカー等5社による共同広域認定の申請を開始</p> <p>2024年10月 広域認定第331号として認定を取得</p>
---	---

3. 広域認定の概要



- ① 広域認定とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9及び第15条の4の3に規定され、環境大臣が廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者を認定し、この者について廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度である
- ② 対象電池等
密閉型鉛蓄電池(制御弁式鉛蓄電池)・開放型鉛蓄電池、開放型アルカリ蓄電池・密閉型アルカリ蓄電池、電源装置及びそれらの付属品が産業廃棄物となったもの
- ③ 他社品の取扱い
電池メーカー等5社連名で広域認定を取得し、運用は個別とするので、他社品(第331号認定事業者に限る)の処理も可能
- ④ 顧客に処理費を請求出来る
 - ・環境負荷低減に貢献する
 - ・資源(再生鉛)の有効利用が図れる

廃電池処理のパターン

No.	パターン	フロー図 No.	排出事業者	広域認定契約	収集要領	使用伝票
I	建設工事の場合 ^{※3}	1	元請工事業者	排出事業者と 広域認定会社で契約	広域認定 運搬業者	広域認定管理票
II	非建設工事の場合 ^{※3}	2	顧客(所有者) ^{※4}			
		3	元請工事業者 ^{※4}			
		4	その他工事業者 ^{※4}			
III	工事のない廃電池等 の処理依頼の場合	5	顧客(所有者)			
		6	販売店 (1次無償下取りに限る) ^{※5}			

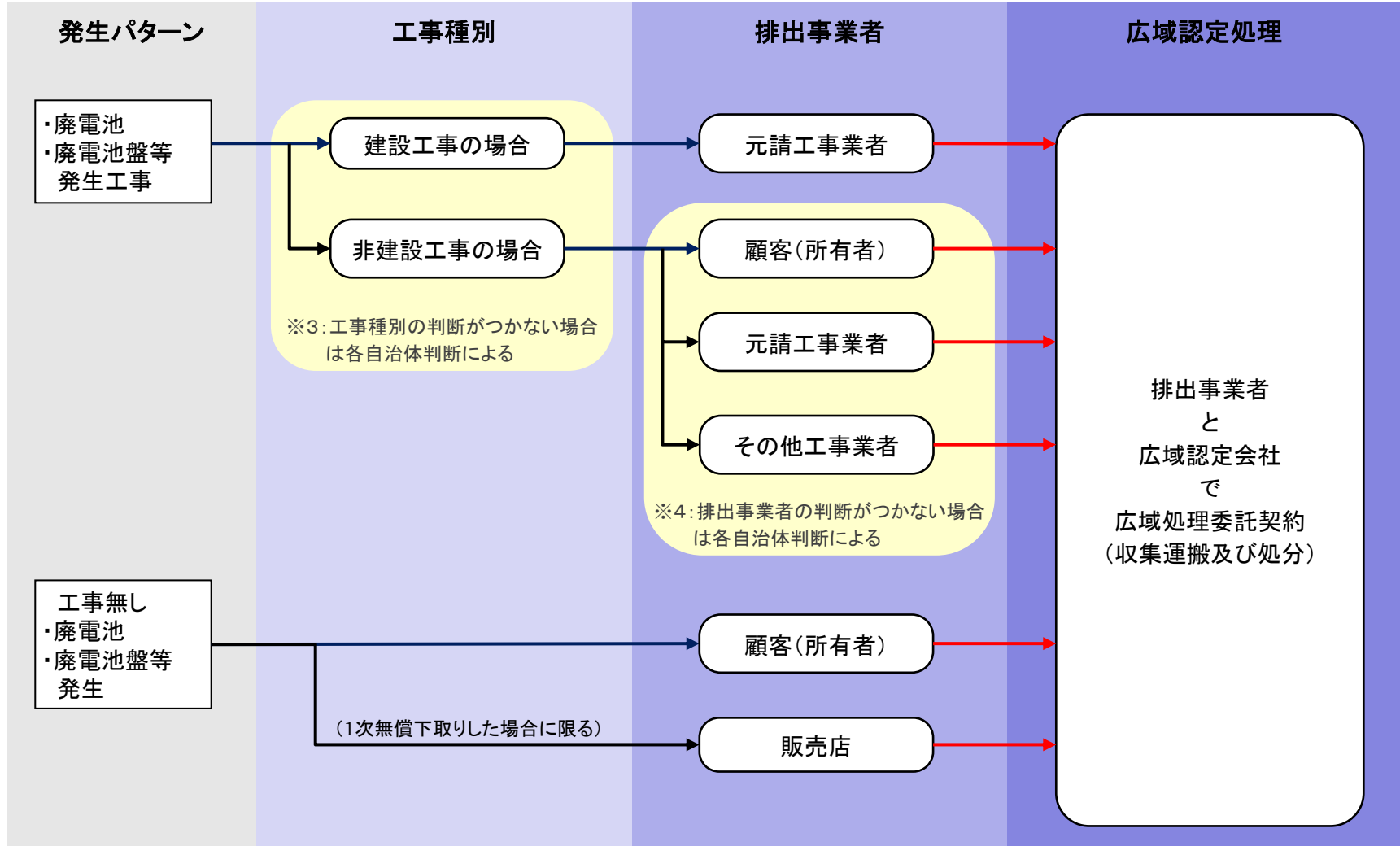
※3: 工事種別の判断がつかない場合は各自治体の判断による

※4: 排出事業者の判断がつかない場合は各自治体の判断による

※5: 下取りについては工事業者であっても、工事業者が自ら新しい製品を購入・販売し、同種の製品で使用済みのものを、無償で引き取る行為を行っている場合は、当該工事業者が排出事業者となる

注) 上記フロー図3分類6パターンにおいて、一般廃棄物に該当する物はない

廃電池処理のパターン(フロー図)



4. 各パターン運用要領

1) 産業用電池の対応

① 排出事業者と広域認定会社による処理契約を締結する

定期的に排出が見込まれる場合は基本契約

スポットでの処理の場合は都度契約

② 処理依頼と処理ルート

各社システムによる依頼→広域認定会社→引き取り→処分業者→処理報告

③ 処理証明

各社ごとの独自の広域認定管理票を添付

④ 処理費

各社のシステムによる

2) 建設工事又は非建設工事の判断について

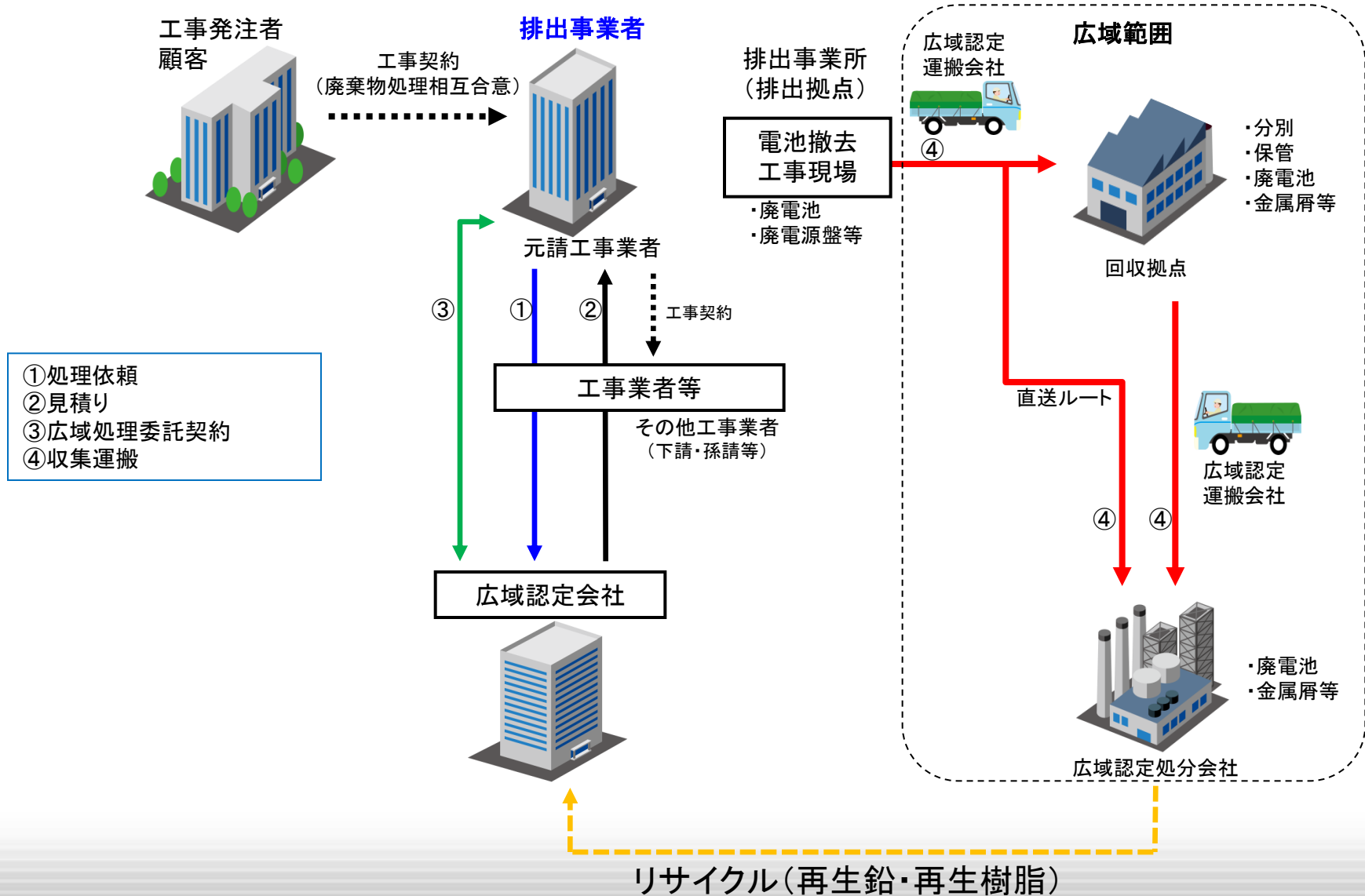
工事が建設工事に該当するか否かの判断は自治体で異なる場合があるため、
所轄自治体に確認ください(廃電池処理のパターン※3)

3) 非建設工事の排出事業者が誰になるかの判断について

誰(事業者)が排出事業者になるか判断できない場合は、所轄自治体に確認ください
(廃電池処理のパターン※4)

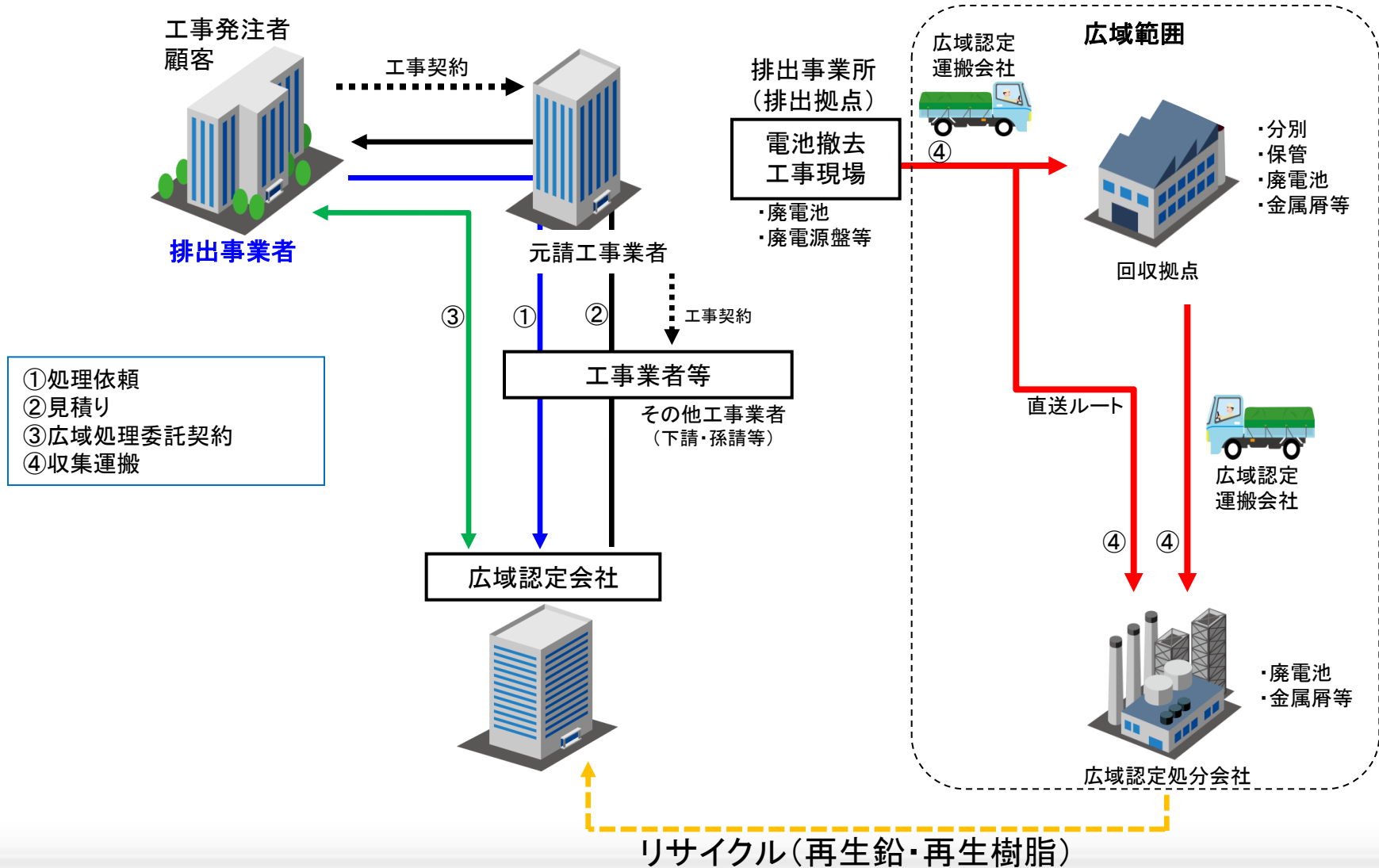
産業用電池広域認定処理フロー図 No.1

建設工事の場合【元請工事業者が排出事業者】



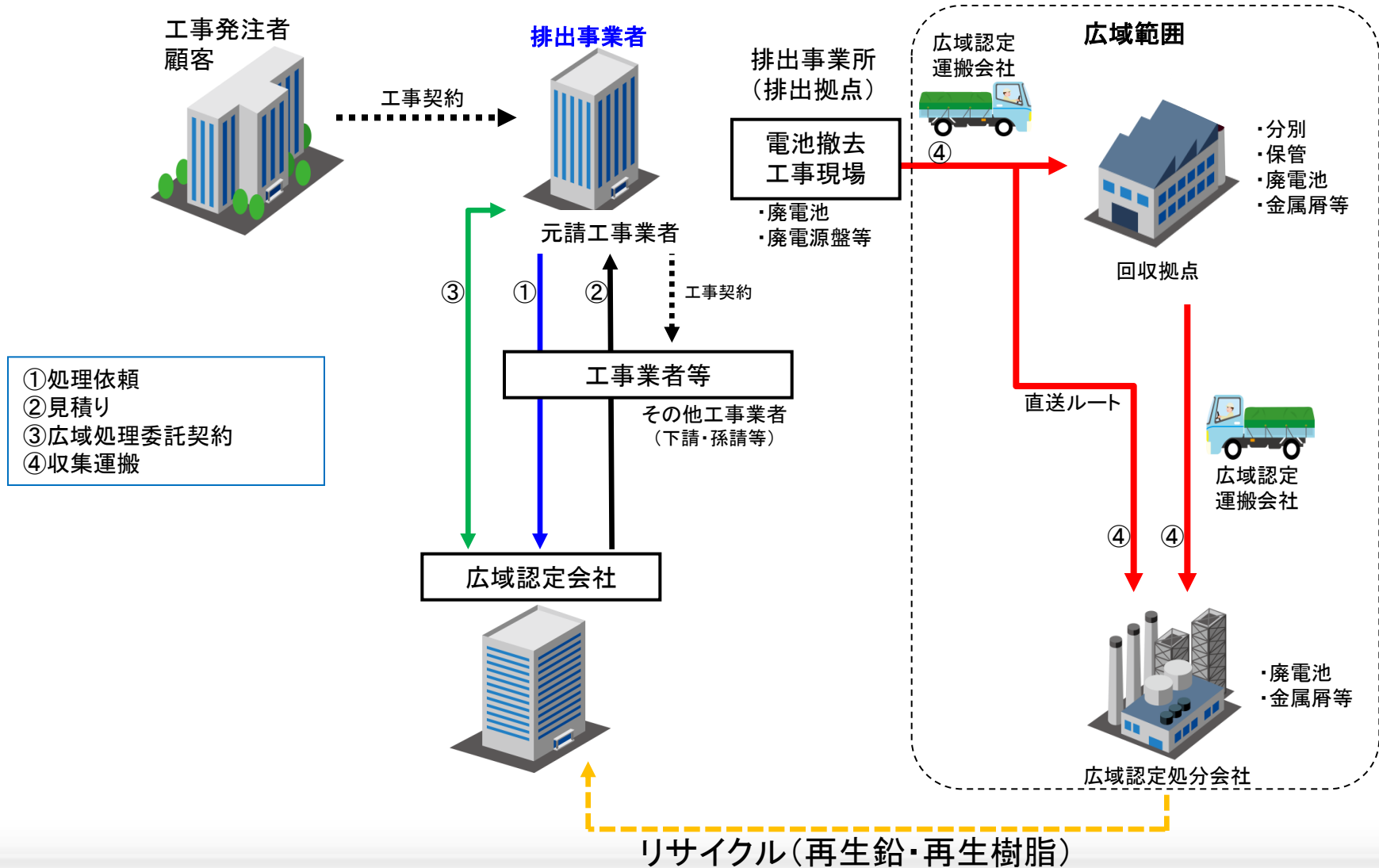
産業用電池広域認定処理フロー図 No.2

非建設工事の場合【顧客(所有者)が排出事業者】



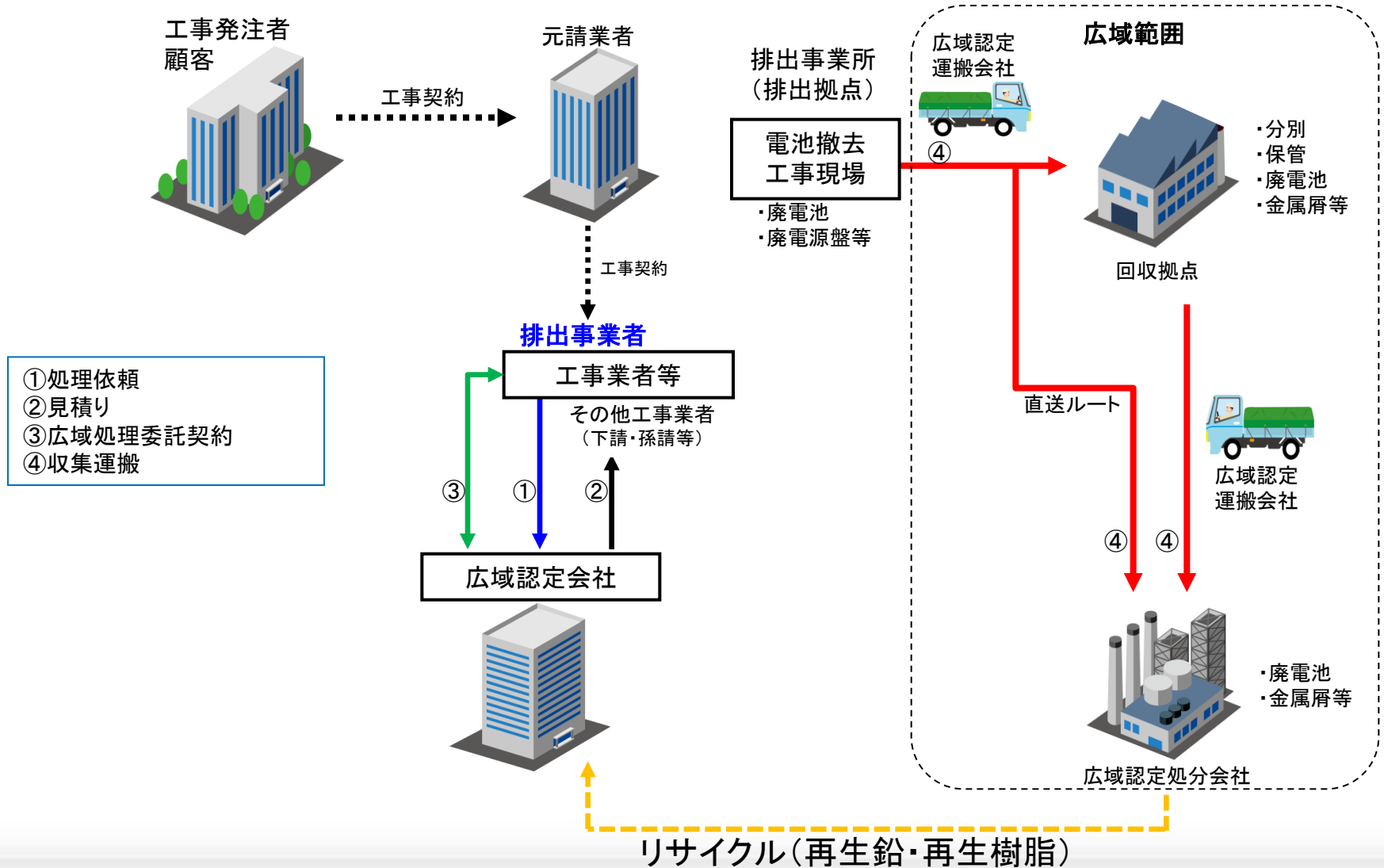
産業用電池広域認定処理フロー図 No.3

非建設工事の場合【元請工事業者が排出事業者】



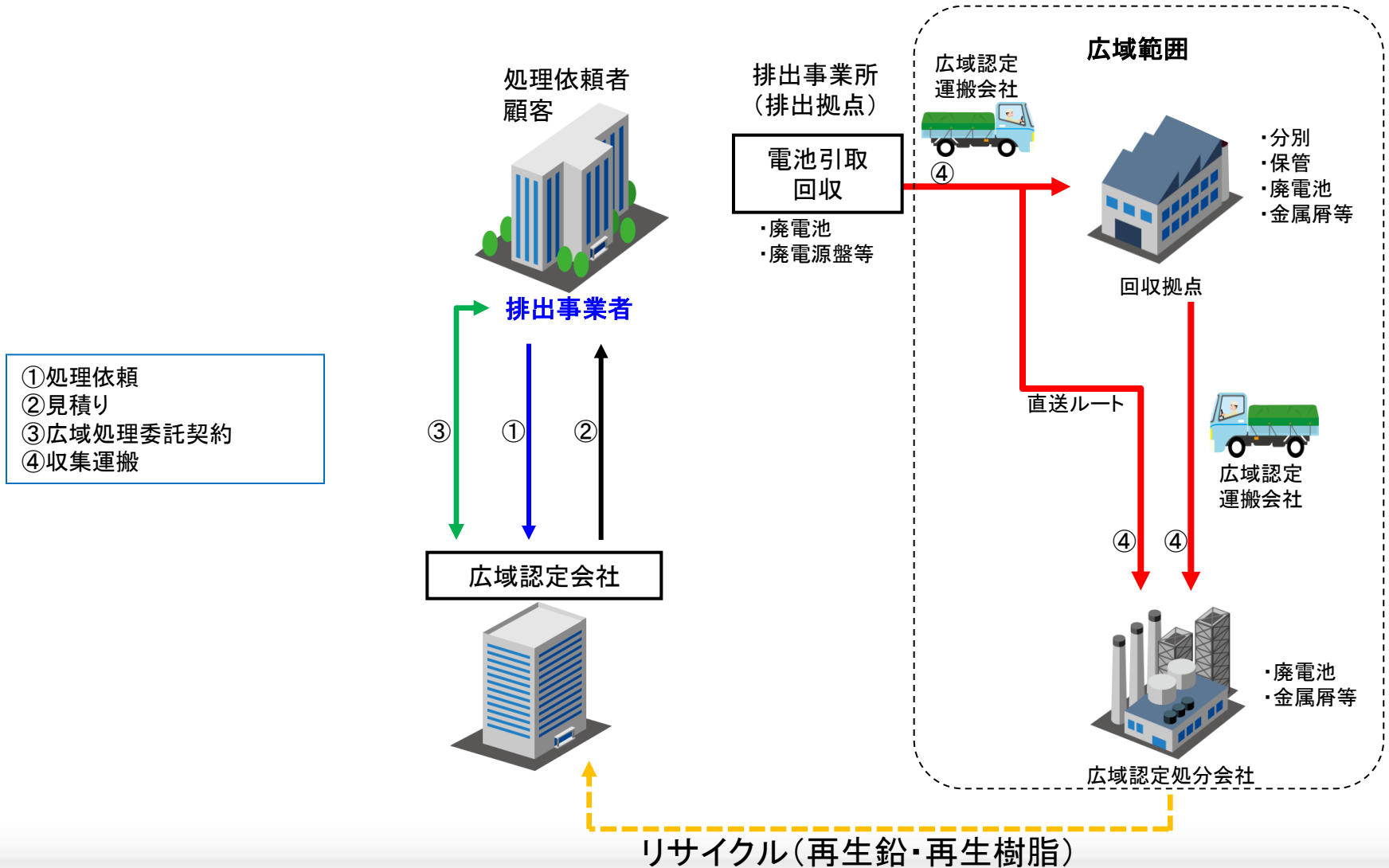
産業用電池広域認定処理フロー図 No.4

非建設工事の場合【その他工事業者等が排出事業者】



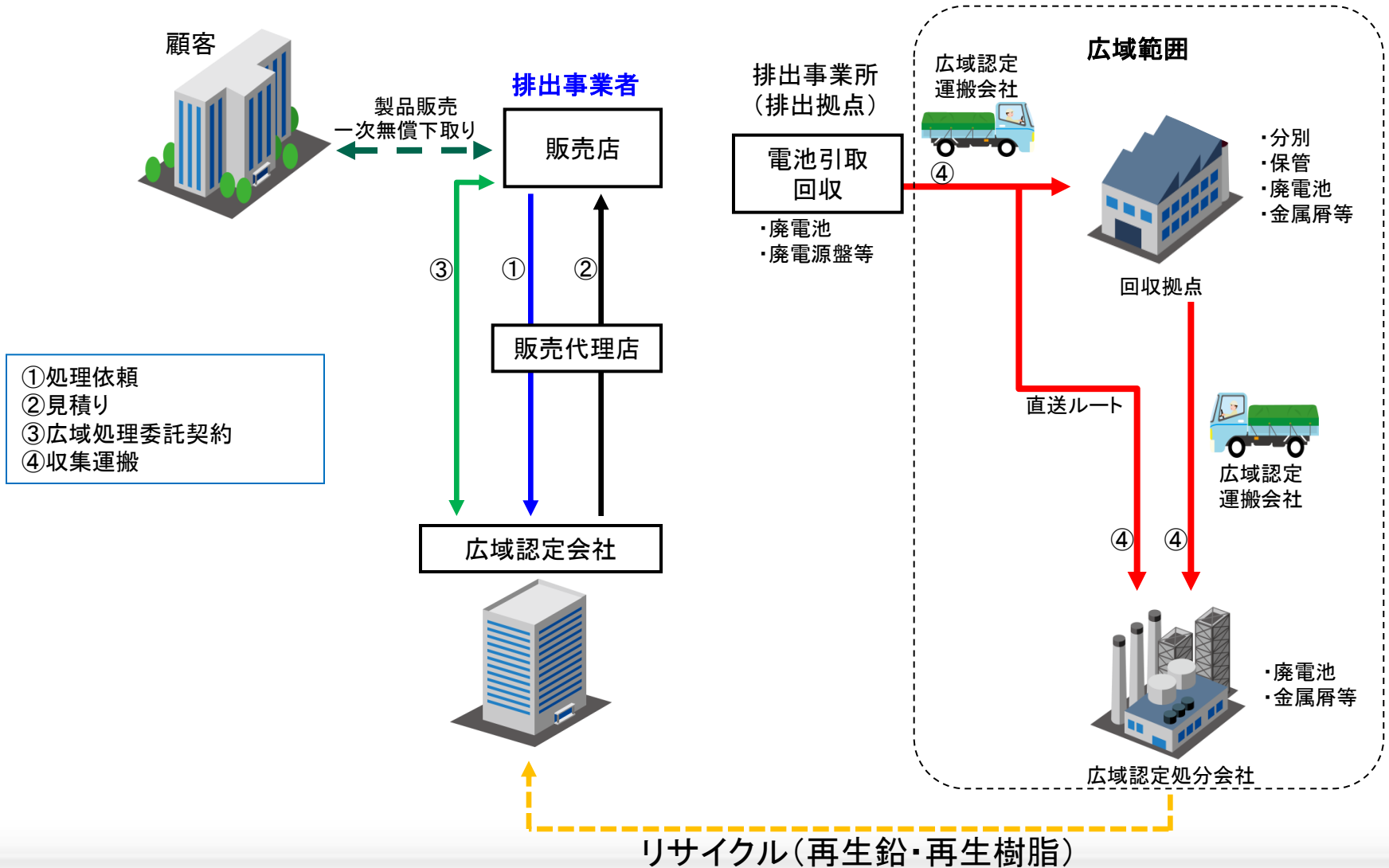
産業用電池広域認定処理フロー図 No.5

工事のない廃電池等の処理依頼の場合 【処理依頼者・顧客が排出事業者】



産業用電池広域認定処理フロー図 No.6

工事のない廃電池等の処理依頼の場合【販売店が排出事業者】



法令等

排出者事業者について

- ①建設工事の場合、発注者から直接注文を受けた元請業者を排出事業者という
(廃掃法第21条の3第1項)
- ②下取りした場合、一次無償下取りした業者を排出事業者という
(環境省通知:環産廃第13032910号)

排出事業者の主な責任について

- ①事業者はその事業活動に伴い、生じた廃棄物を自らの責任に於いて適正に処理しなければならない(法第3条)
- ②事業者が処理を委託する場合、各自治体の許可を取得した者と書面で委託契約すること※6
- ③管理票の交付※7
- ④多量排出事業者(特別管理産業廃棄物 50t/年)は各都道府県知事等に対し、
処理計画及び実施状況を提出すること
- ⑤特別管理産業廃棄物(使用済み鉛蓄電池・アルカリ蓄電池)を排出する場合、
特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければならない

特別管理産業廃棄物管理責任者

- ①資格が必要(次ページ参照)
- ②選任のみで可、但し条例等により自治体への届けが必要な場合もあり
- ③電池交換工事等で使用済み品を即引き取りする場合等でも設置が必要である

※6: 広域処理の場合、排出事業者と広域認定会社との委託契約になる

※7: 広域処理の場合、管理票は不要であるが、広域認定制度における各社ごとに独自の広域認定管理票で運用する

特別管理産業廃棄物管理責任者資格要件(詳細)

	資格・学歴	課程	修了した科目・学科	実務経験
イ	環境衛生指導員	/		2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	2年以上
ハ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	3年以上
ニ	短大・高専	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	4年以上
ホ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	5年以上
ヘ	高校・旧制中学	/		6年以上
ト			土木科、化学科 これらに相当する学科 理学、薬学、工学に関する科目 これらに相当する科目	7年以上
チ	(学歴要件なし) 注1)			10年以上
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者 注2)			

- ・電池の交換や保管等のバッテリーに係わる廃棄物処理に関する実務に従事した経験が10年以上なら可(学歴要件なしに該当) 注1)
- ・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会受講者 注2)
- ・管理責任者の役割
特管物の排出状況の把握、処理計画の立案、適正な処理の確保

使用済み電池の保管及び引き渡し時の注意事項

環境省技術指針

保管要領

- ①保管場所は原則として屋内に設け、床面を不浸透性の材料で覆う
- ②止むを得ず屋外で保管する場合はシートを掛けること
- ③廃棄物保管時は他の廃棄物と区分しておくこと
- ④電池の端子の接触による短絡(ショート)等の事故を防止する為、絶縁措置を講ずること
- ⑤保管は平積み为原则とし、転倒・落下しないよう整然と並べること

引渡し時

- ①使用済み電池は充電状態にあることを念頭におくこと
- ②蓄電池の端子が金属と接触防止の為、絶縁テープ等を用いること
- ③液漏れが発生した場合を考え、石灰等の中和剤を準備しておくこと
- ④液口栓の締め付けを確認すること

輸送時

- ①使用済み電池の転倒、落下を避ける為平積み为原则とする
- ②パレットやパレティナーは大荷重に耐えうる丈夫な物を使用すること